

## 委託についての入札公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり一般競争入札に付します。

### 1. 調達内容

- (1) 競争に付する事項 化合物の合成業務 一式  
(仕様書のとおり)
- (2) 委託完了期限 令和4年12月31日
- (3) 委託場所 受注者の保有する施設において行うものとする。
- (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は、国立大学法人大阪大学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和4年度に近畿地区の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

### 3. 競争執行の場所等

- (1) 契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学競争入札加入者心得の交付場所及び問合せ先  
〒567-0047 茨木市美穂ヶ丘8番1号  
国立大学法人大阪大学産業科学研究所研究連携課契約係  
電話 06-6879-8392
- (2) 国立大学法人大阪大学競争入札加入者心得の交付方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。
- (3) 競争参加資格を証明する書類(上記2)及び入札書の受領期限並びに提出場所  
令和4年9月21日 17時15分  
(郵便により提出する場合には受領期限までに必着のこと。)  
国立大学法人大阪大学産業科学研究所研究連携課契約係
- (4) 競争執行の日時及び場所  
令和4年9月22日 14時00分 開札  
国立大学法人大阪大学産業科学研究所 管理棟2階小会議室

### 4. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除  
ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を本学に支払わなければならない。
- (2) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他国立大学法人大阪大学契約規則第22条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法  
本公告に示した請負を履行できると契約権限者が判断した入札者であって、国立大学法人大阪大学契約規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (5) 入札書の提出  
入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮には氏名(法人の場合

はその名称又は商号) 及び「9月22日開札 [化合物の合成業務 一式] の入札書在中」と朱書きしなければならない。また、郵送 (配達記録が残るものに限る。) により提出する場合は、二重封書とし表封書に「9月22日開札 [化合物の合成業務 一式] の入札書在中」と朱書きし、中封書の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、入札書の受領期限までに送付しなければならない。

- (6) 上記3 (4) の開札に立ち会わない競争加入者等については、再度入札を辞退したものとみなす。
- (7) その他  
その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学競争入札加入者心得」による。

令和4年9月12日

国立大学法人大阪大学産業科学研究所  
所長 関野 徹 (公印省略)

# 仕 様 書

## (一般事項)

1. 委託の表示 化合物の合成業務 一式
2. 委託完了期限 令和4年12月31日
3. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
4. 代金の支払 代金は、完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

## (特記事項)

1. 受注者は別紙詳細仕様に基づき、業務を行うものとする。
2. 受注者は委託期間完了後、完了報告書を作成し、国立大学法人大阪大学産業科学研究所研究連携課契約係へ提出するものとする。
3. 業務において必要な施設、用具、消耗品等は、受注者側にて用意するものとする。  
ただし、本合成業務に必要な非汎用原料については、発注者および受注者が事前協議したうえで、費用負担額を決定する。
4. 受注者は、業務上知り得た機密情報を一切他に漏らしてはならない。
5. その他詳細については、発注者・受注者間で協議の上で定めるものとする。

別紙

## 詳細仕様

受注者は以下の通り、業務を行うものとする。

1. 作業対象 発注者が研究を進めている化合物の合成業務（以下、「本業務という」）を受注者に委託する
2. 保有設備要件 受注者は一般的な合成業務に使用する設備の他に、以下を保有していること
  - 1) 中圧接触還元装置（圧力：0.5MPa, 最大容量：1L 以上）
  - 2) キラル分析に使用できる HPLC 装置
3. 委託内容は下記の通りとする。
  - 1) 契約内容  
FTE(Full Time Equivalent)契約とする。
  - 2) 業務の実施  
発注者は化合物毎に、目的、必要量、品質、期日ならび納品場所を記した指示書を受注者に提示する。受注者は本指示書に基づいて本業務にかかる非汎用原料の見積書を作成して発注者に提出し、発注者の承諾を得た後、本業務を実施する。
  - 3) 数量および実施期間  
作業員 2 名、期間：令和 4 年 1 0 月 1 日～令和 4 年 1 2 月 3 1 日
  - 4) 委託費以外の費用  
原材料費：本業務にかかる非汎用原料については、発注者と受注者が事前に協議したうえ、それらの費用の負担の分担を決定する。また、本業務に必要なと考える原料のうち、発注者が保有しているものについては無償で受注者に提供することもある。
  - 5-1) 成果物
    - ①本業務により得られた合成化合物
    - ②本合成化合物に関する試験成績書
    - ③本合成化合物に関するデータおよび情報
  - 5-2) 検査完了期日  
発注者は、上記成果物の納入を受けた後、受入検査を行う。発注者の受入検査の結果、上記成果物が発注者の定める検査基準に合致している場合は、発注者は受注者に合格通知を交付する。
  - 5-3) 報告書  
本研究実施の過程で得られたデータ、知見およびその他の一切の情報ならびに本成果をまとめた書面を毎週もしくは発注者と受注者が別途合意する頻度で発注者に提出する。
4. 受注者は、本業務の実施、管理に関する責任者を定め、発注者に通知すること。また、責任者を変更する場合は、事前に発注者へ通知すること。

5. 受注者は、本業務の実施に関して全ての責任を負うものとし、万一、本業務の実施に起因して受注者自身、受注者の役員もしくは従業員等（派遣社員その他受注者の指揮命令に従い業務を遂行する者を含む。）又は第三者に損害が生じた場合においても、発注者は一切その責任を負わない。ただし、当該損害が発注者の重大な過失に起因する場合は、この限りではない。
6. 本成果物、本業務から得られた全ての物質等、発明、考案、ノウハウおよびその他の技術情報等一切の成果は、発注者に帰属するものとする。
7. 受注者は、発注者から取得または知得した全ての技術情報、本業務の成果、契約に関連して知り得た一切の情報を秘密に保持し、本業務を実施する目的以外に使用してはならず、また、第三者に開示・提供・漏洩してはならない。また、これらの情報は適正に管理すること。
8. 受注者は、本業務終了後又は発注者から要請があった場合は、発注者の指示に従い、上記の情報を速やかに発注者に返却、廃棄、または物理的に復元不可能な方法で滅却もしくはデータ消去すること。
9. 受注者は、本業務終了後又は発注者から要請があった場合は、発注者の指示に従い、残余の本試料、並びに本業務から得られた物質等を、発注者に返却、廃棄又は処分すること。
10. 受注者は、本業務を他の第三者に再委託することはできないものとする。

以上